

(畜産勘定)

行政サービス実施コスト計算書
(平成15年10月1日～平成16年3月31日)

(単位:円)

I 業務費用			
(1)損益計算書上の費用			
業務費	51,198,738,122		
業務財源繰入	12,076,868,720		
一般管理費	274,376,680		
財務費用	19,102		
雑損	78,367		
臨時損失	557,617	63,550,638,608	
(2)(控除)自己収入等			
資金戻入益	△ 57,628,133,695		
投資評価引当金戻入益	△ 226,269,017		
財務収益	△ 145,666,906		
雑益	△ 49,233,943		
臨時利益	△ 5,166,448,200	△ 63,215,751,761	
業務費用合計			334,886,847
II 引当外退職給付増加見積額			△ 4,481,826
III 機会費用			
政府出資の機会費用			209,763,836
IV 行政サービス実施コスト			540,168,857

重要な会計方針

1 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～47年
車両運搬具	6年
工具器具備品	6年～15年

3 引当金計上基準

(1) 賞与引当金

運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

(2) 退職給付引当金

役職員の退職給付については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付引当金は計上しておりません。

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、退職一時金に係るものについては、事業年度末に在職する役職員の当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、業務費用として計上されている退職給与の額を控除して計算した額であり、厚生年金基金に係るものについては、年金債務に係る当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、業務費用として計上されている厚生年金基金への掛金支払額を控除して計算した額であり、これらの合計額であります。

4 法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

畜産振興推進準備金

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第16条第2項の規定による繰り入れに必要な経費の財源に充てるため、独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（以下「財会省令」という。）第10条の5に定める基準に基づき計上しております。

5 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券

① 取得差額がないもの

原価法（売却原価は先入先出法により算定）によっております。

② 取得差額があるもの

償却原価法（定額法、売却原価は先入先出法により算定）によっております。

(2) 関係会社株式

移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合は、持分相当額）によっております。

なお、取得原価と持分相当額との差額は、投資評価引当金として計上し、翌期に洗替えております。

(3) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

6 外貨建資産の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成16年3月末利回りを参考に1.4%で計算しております。

8 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1 貸借対照表

財源措置が運営費交付金によって行われる退職一時金及び年金債務に係る退職給付引当金の見積額 1,441,153,940 円

2 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	114,839,489,087 円
うち定期預金	112,600,000,000 円
(差引) 資金残高	2,238,489,087 円

3 連結財務諸表について

「独立行政法人会計基準注解」注7 6により、当独立行政法人では、特定関連会社の資産、売上高等からみて、当独立行政法人の財政状態、運営状況及び公的資金の使用状況等に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.31%
売上高基準	0.00%
利益基準	1.83%
利益剰余金基準	5.21%

(注) 当独立行政法人と特定関連会社間取引の消去後の数値により算出しております。

4 持分法損益等

(1) 関連会社に対する投資の金額	9,018,400,000 円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	8,434,493,105 円
(3) 持分法を適用した場合の投資損失の金額	583,906,895 円

5 セグメント情報

当勘定は、単一セグメントによって事業を行っているため、開示すべきセグメント情報はありません。

6 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

7 重要な後発事象

該当事項はありません。